恵那市国民健康保険条例の一部改正(案)の概要

1. 改正の概要

全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の制定により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険の保険料について、令和4年4月1日より子ども(未就学児)の均等割保険料を5割軽減しその減額相当分を公費で支援するよう、国民健康保険法施行令の一部改正が行われたため、恵那市国民健康保険条例の一部改正を行うものです。

この見直し案について、意見を募集します。

2. 条例改正の内容(第18条の3)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

対象者	全世帯の未就学児
軽減割合	未就学時に係る均等割額5割を公費で軽減
負担割合	国1/2、県1/4、市1/4

国民健康保険の保険料は、応益(均等割・平等割)と応能(所得割)に応じて、設定されています。そのうえで、低所得の世帯に対しては応益保険料の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられています。

7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を軽減するため8.5割軽減となります。

3. 募集期間

令和3年12月28日(火曜日)から令和4年1月18日(火曜日)まで

4. この記事に関するお問い合わせ先

保険年金課 保険年金係

〒509−7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1 西庁舎1階

電話番号:0573-26-2111 (内線156)

ファクス: 0573-26-0087